

中小企業向けに 「特許権信託」を先行開発

大田区産業振興協会との 提携スキームを活用

UFJ信託銀行 総合企画部
知的財産信託室 主任調査役

下別府 則竹

昨年一二月の改正信託業法施行によって、信託受託可能財産の制限が撤廃され、知的財産権の受託が可能になった。UFJ信託銀行は知的財産権の一つである特許権の信託を他社に先駆けて開始する。東京の大田区産業振興協会との提携によって、同区内の中小企業へ「特許権信託」を提供する。大田区は都内随一の工業集積地で機械金属加工業が八割を占めるが、その担い手の八割が従業員一〇人未満の中小企業者だ。当地での特許権保護のニーズを吸収する「特許権信託」のパイロットモデルとして、関係者の注目を集めている。

(編集部)

業法改正と 新しいビジネス

信託業法が八二年ぶりに改正されたが、今回の改正は、信託銀行にとって大きく飛躍する絶好の機会だと考えられる。UFJ

J信託銀行では、かねてから信託業法改正をにらみさまざまな新しいビジネス展開を検討してきた。そのなかの一つが本稿の知的財産権(特許権)の信託(以下、特許権信託という)である。

今般の信託業法改正のポイントは大きく分けると三つある。一点目は、受託可能財産の拡大である。従来、信託財産は①金銭、②有価証券、③金銭債権、④動産、⑤土地およびその定着物、⑥地上権および土地の

賃借権の六つに限定されていたが、法改正でこうした限定はなくなり、知的財産権を含む財産権一般の受託が可能となったことである。

一点目は、信託業の担い手の拡大である。信託とは、自分の信託できる人(受託者)に、有価証券や不動産といった財産を引き渡して、一定の目的に従って、その財産の管理や運用を委託する」制度である。従来は担い手が、信託業務の兼営認可を受けている金融機関に事実上限定されていたが、今回の改正で金融機関以外の一般企業も信託業を行うことが可能になった点である。

二点目は、信託サービスの利用者の窓口拡大である。信託契約代理店・信託受益権販売業者という二つの新しい制度が設けられ、これまで銀行や信用金庫等の金融機関に限定されていた代理店・販売業者が、証券会社や事業会社、個人にも可能にな

改正信託業法における 実務上の留意点



業務のアウトソース、
利益相反取引、関連業務規制等

弁護士 井上 聡
(長島・大野・常松法律事務所)

今般、信託業法が全面改正された。改正にあたり、①受託可能財産の範囲の拡大、②信託業の担い手の拡大、③信託サービスの利用者の窓口の拡大、の三つがその概要として紹介されている。しかし、これら三つの「拡大」の中身をみると、むしろ必要以上の規制強化といわざるをえない面がある。信託銀行や、信託を利用した証券化取引等のアレンジャー、あるいはその投資家となる金融機関は、そのような側面にも留意する必要がある。

改正の概要

信託業法（以下「本法」という）の改正の内容は、①受託可能財産の範囲の拡大、②信託業の担い手の拡大・多様化、③信託業務規制の整備、④関連業務規制の整備、の四つにまとめることができる。

具体的に述べると、①については、知的財産権、担保権（注1）その他の財産権が一般的に受託可能となった。②については、信託銀行以外の法人に信託業の門戸が開かれ、運用型・管理型（注2）など業務の内容に応じて参入規制が整備された。③については、信託会社の一般的義務や行為準則（注3）のほか、信託業務の委託、信託契約の締結（注4）、信託財産の状況の報告（注5）などについて規制が整備された。④においては、指図権者、信託契約代理

店、信託受益権販売業者のそれぞれについて、行為準則等が設けられた。なお、兼営法は、①および③を信託銀行につき準用している。

以下においては、今回の改正（注6）のうち、実務上とくに留意すべき点を指摘することとしたい。

知的財産権信託の 普及のための課題

管理目的の信託

知的財産権の管理を目的とする信託については、ビジネス上のネットワークをもたない研究者・ベンチャー企業と、知的財産権の利用ニーズのある大企業とを、ライセンスング等を通じて結びつけることを目的として、今後の利用が期待されるところである。もっとも、そのためには、TLO（技術移転機関）などの新規参入組をはじめ

として、対象となる知的財産権の特質を正しく理解し、そのニーズを発掘することができるとい手を増やす必要がある。ファイナンス目的の信託

今回の改正により、知的財産権を対象とする証券化取引等に信託を用いることが可能となった。信託銀行のみならず、知的財産権を対象とするファイナンスを仕組むアレンジャーにとっても、朗報といえる。

しかし、法律上信託できるようになっただけでは、知的財産の評価のむずかしさや価値の不確実性、著作者人格権の存在、移転登録制度の不備など、従来から指摘されている問題点が解消されるわけではない。また、特許権等の技術関連の知的財産権については、その価値を維持するために開発者の継続的な関与が必要であったり、クロスライセンス等の権利関係が複雑で